

もありとて海員協會若松出張所に於ては去る六月八日會社に對し待遇改善の要求をなしたのである。

九、要求書提出並に經過

○待遇改善要求書

北九州商船株式會社乗組高級船員を代表し海員協會若松出張所は左記の通り待遇改善を要求す。

記

- 1、高級船員の給料は海軍協同會協定の標準給料表に依り支給し且つ月末迄に支給する事
- 2、高級船員の食料は月額二十二圓也に増額する事
- 3、年一回の定期賞與金は陸上社員と同率とし同期日に支給する事
- 4、船員疾病に罹りたる時は商法の規定に基き治療其他一切

の費用を負擔する事

5、右待遇改善を爲したる後と雖も從來の待遇其他諸手當等を廢し現在より低下せしめざる事 以上

昭和九癸六月八日

海員協會若松出張所

北九州商船株式會社 御中

右要求に對し同社支那人は現在の會社經濟にて直ちに標準賃金に引上ぐる事の困難なるを述べ何分善處する旨回答するところありて、爾來交渉中なりしが、遂に八月三日要求の大部分を容れ次の協約成立解決することゝなつたのである。

十、解決と團體協約の締結

會社側常務取締役は八月三日神戸に於て協會側と種々意見交換の結果兩者間に別紙の如き協定成立し本問題の解決を見た